

平成28年度

東京都シルバー人材センター連合 シルバー総合保険制度についてのご案内

1. シルバー総合保険制度とは (保険期間 平成28年4月1日午後4時～平成29年4月1日午後4時まで)

(1) シルバー人材センターの正会員が、①就業中や就業場所への行き帰りに偶然に被った傷害事故、および熱中症を補償の対象とする「シルバー人材センター団体傷害保険」と、②就業中に事故が発生し、他人の身体や財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負うこととなった場合を補償の対象とする「シルバー人材センター賠償責任保険」の、2つの補償を組み合わせた保険制度です。

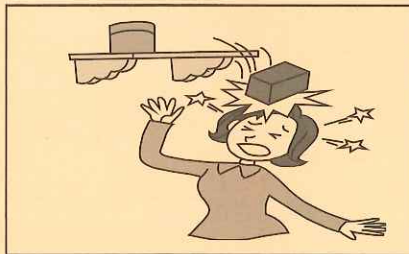
(2) 保険契約者は、区・市・町・村の各シルバー人材センターです。

2. 「シルバー人材センター団体傷害保険」のあらまし

(1) 対象となる傷害事故例 (急激かつ偶然な外来の事故によるケガが対象となります。)



センターから提供された業務に就業中のケガ
(ただし住居で仕事に従事する場合を除きます。)



センター等が主催する就業の一環である
ボランティア活動に参加中のケガ



センターから提供された業務に従事するため、
就業場所と会員の住居との間の行き帰り中のケガ

※傷害事故の他に、熱中症 (日射または熱射によって、シルバー人材センターの会員が身体に障害を被った場合) による入院 (手術)・通院・死亡・後遺障害も補償します。

(2) 支払われる保険金

保険金の種類	要件	保険金額
死亡保険金	事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合	500万円
後遺障害保険金	事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。	20万円～ 500万円
入院保険金	事故によりケガをされ、入院された場合、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院日数	1日4,500円
手術保険金	事故の発生の日からその日を含めて180日以内にそのケガの治療のために病院または診療所において、公的医療保険制度の対象となる手術や先進医療手術を受けた場合、手術保険金をお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術にかぎりませす。	外来手術22,500円 入院手術45,000円
通院保険金	事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院日数に対し、90日を限度として、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いすべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。	1日3,000円

(3) 保険金が支払われない主なケース

故意、自殺行為、犯罪行為、闘争行為、無資格運転、酒気を帯びた状態での運転、疾病、脳疾患、心臓疾患、心神喪失、地震・噴火またはこれらによる津波、放射能汚染、むち打ち症や腰痛などでレントゲン等により医師がその異常を確認できないもの (医学的他覚所見のないもの) など

3. 「シルバー人材センター賠償責任保険」のあらまし

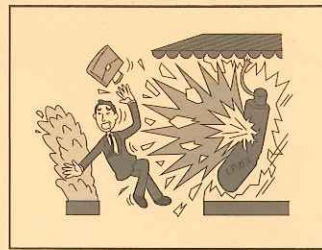
(1) 対象となる賠償責任事故例は



作業中、誤って物を落とし
 通行人にケガをさせた
 (請負賠償)



作業中に、誤って花瓶や
 鉢を壊した
 (受託者賠償)



作業完了後、作業の欠陥に
 より他人にケガをさせた
 (生産物賠償)



事務所施設の欠陥により
 他人にケガをさせた
 (施設賠償)

(2) 支払われる保険金

※保険金お支払の際に1,000円の自己負担金が必要になります。
 (受託品の修理・加工中の事故の場合は10,000円の自己負担金が必要になります。)

賠償責任の種類		身体賠償(限度額)	財物賠償(限度額)
請負賠償	1名につき	3,000万円	—
	1事故につき	1億円	1,000万円
受託者賠償	1事故につき	—	1,000万円
	保険期間中	—	1,000万円
生産物賠償	1名につき	3,000万円	—
	1事故につき	1億円	1,000万円
	保険期間中	1億円	1,000万円
施設賠償	1名につき	3,000万円	—
	1事故につき	1億円	1,000万円

(3) 保険金が支払われない主なケース ※代表的な例です。特約の種類によって異なります。

- ・故意、暴動、地震・噴火またはこれらによる津波
- ・世帯を同じくする親族に対する賠償責任
- ・排水または排気(煙または蒸気を含みます。)による賠償責任
- ・自動車(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)によって定められる自動車および原動機付自転車をいいます。)の所有、使用または管理に起因する賠償責任
- ・建具工事完成後、建具の取り付け方に欠陥があり、その部分を補修したために生じた費用損害など仕事の目的物の損壊それ自体に対する賠償責任(仕事の目的物が一部構成する財物の損壊を含みます。)
- ・受託物の紛失または誤配(留守番の最中、現金・貴金属、有価証券等を盗まれた。)
- ・自動車、船舶、動植物の損壊または盗難(預かっていた犬が逃げてしまった。植木の剪定により植木が枯れてしまった。剪定対象ではない植物を剪定してしまった。) など

※賠償金額の決定には、事前に保険会社の承認を必要とします。



シルバー総合保険制度は、次の損害保険会社による共同保険です。
 (幹事保険会社) 損害保険ジャパン日本興亜
 (副幹事保険会社) 東京海上日動火災 日新火災

このチラシは概要を説明したものです。
 詳しい内容については、下記取扱代理店までお問い合わせください。

取扱代理店 (公財)東京しごと財団 シルバー保険事業室

〒102-0072 東京都千代田区飯田橋3-10-3 東京しごとセンター8階

電話03(5211)2319 FAX03(5211)2367

事故の受付窓口は、ご所属の各シルバー人材センターとなります。

SJNK15-11635 平成27年11月18日